

<p>No 52</p>	<p>北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)</p>
<p>へき地教育振興法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員に対してへき地手当等を支給するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正 定年前再任用短時間勤務教職員にへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することを定める。</p> <p>2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正 暫定再任用教職員にへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することを定める。</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>	

No 53	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)
----------	---

仕事と育児の両立支援制度として子の養育のための無給休暇を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 育児を行う教職員の時間外勤務等の制限に係る子の範囲の拡大

現 行	改正後
3歳に満たない子	小学校の始期に達するまでの子

2 子の養育のための無給休暇の新設

人事委員会規則で定める子の養育をする必要がある場合には、教育委員会の承認を得て無給休暇を受けることができる。

3 施行期日

令和7年4月1日

No 54	北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">(技術監理局契約部契約課)</p>
<p>北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の契約金額及び工期を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額      11億968万円</p> <p>2 既決工期            令和5年12月11日から令和7年7月7日まで</p> <p>3 変更契約金額      12億9,223万3,800円</p> <p>4 変更工期            令和5年12月11日から令和7年12月26日まで</p>	

<p>No 55</p>	<p>太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和6年度）請負契約締結について  (技術監理局契約部契約課)</p>
<p>太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和6年度）請負契約を締結するもの</p> <p>1 契約金額 14億2,945万円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から令和9年3月31日まで</p> <p>4 契約の相手方 東京都中央区築地五丁目6番4号 株式会社三井E&amp;S 代表取締役社長 高橋 岳之</p>	

No 56	小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について  (技術監理局契約部契約課)
<p>小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額      31億5,370万円</p> <p>2 変更契約金額      31億7,046万5,100円</p>	

<p>No 57</p>	<p>若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約締結について  （技術監理局契約部契約課）</p>
<p>若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約を締結するもの</p> <p>1 契約金額 5億2,494万2,000円</p> <p>2 契約方法 一般競争入札</p> <p>3 工 期 契約締結の日から令和8年3月13日まで</p> <p>4 契約の相手方 IHI・松田特定建設工事共同企業体  代表者 福岡市中央区高砂一丁目11番1号  株式会社IHIインフラシステム九州営業所  所長 横山 征則  構成員 北九州市若松区大字安瀬62番地3  松田建設工業株式会社  代表取締役 松田 正市</p>	

No 58	公有水面埋立てによる土地確認について  (総務市民局市民部区政推進課)				
<p>公有水面埋立工事により造成された土地が市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの</p> <table border="1" data-bbox="268 651 1369 813"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 651 943 723">土地の所在地</th> <th data-bbox="943 651 1369 723">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 723 943 813">北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先</td> <td data-bbox="943 723 1369 813">63,225.36 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>		土地の所在地	面積	北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先	63,225.36 m <sup>2</sup>
土地の所在地	面積				
北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先	63,225.36 m <sup>2</sup>				

No 59	町の区域の変更について  (総務市民局市民部区政推進課)	
<p>公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地が生じたため、当該土地を隣接する町の区域に編入するもの</p>		
土地の所在地	町の区域	面積
北九州市若松区響町一丁目9 4の4、104の6、104の 7、105の3地先	若松区響町一丁目	63,225.36 m <sup>2</sup>



No 60	<p>基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について</p> <p style="text-align: right;">(都市戦略局計画部都市交通政策課)</p>
----------	--

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの

基本財産の額の変更

		変 更 前	変 更 後	増 加 額
基本財産の額		2,270億 660万円	2,276億 8,460万円	6億 7,800万円
出 資 の 額	福 岡 県	1,135億 330万円	1,138億 4,230万円	3億 3,900万円
	福 岡 市	844億 5,550万円	847億 750万円	2億 5,200万円
	北九州市	290億 4,780万円	291億 3,480万円	8,700万円

No 61	市有地の処分について  (港湾空港局港営部港営課)
<p>門司区新門司北三丁目に所在する市有地を流通保管施設用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地          雑種地          門司区新門司北三丁目1番32          門司区新門司北三丁目1番35</p> <p>2 土地の地積          3万5,025.47平方メートル</p> <p>3 売払い予定金額          10億1,000万円</p>	

No 62	包括外部監査契約締結について  (行政委員会事務局監査第一課)
<p>包括外部監査契約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</li> <li>2 契約の始期 令和7年4月1日</li> <li>3 契約金額 1,629万6,296円を上限とする額</li> <li>4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。</li> <li>5 契約の相手方及びその資格 北九州市小倉南区長行西二丁目3番3号 松木摩耶子 公認会計士</li> </ol>	

No.	件名	要 旨	
令和6年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	146億4,906万8千円	6,584億9,697万7千円
	特別会計	4億4,342万3千円	4,263億2,118万7千円
	企業会計	3億9,049万円	2,911億5,818万円
	合 計	154億8,298万1千円	1兆3,759億7,634万4千円
63	令和6年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額	146億4,906万8千円
		2 総 額	6,584億9,697万7千円
64	令和6年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額	3億4,800万円
		2 総 額	982億3,304万6千円
65	令和6年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額	9,502万3千円
		2 総 額	43億3,490万7千円
66	令和6年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額	40万円
		2 総 額	51億 920万円

67	令和6年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額	0円
		2 総額	62億6,591万3千円
68	令和6年度北九州市 駐車場特別会計 補正予算について	1 補正額	0円
		2 総額	5億1,000万円
69	令和6年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額	3億9,049万円
		2 総額	530億1,266万円

No 70	北九州市国民健康保険条例の一部改正について  (保健福祉局長寿推進部保険年金課)	
国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額等 を変更するため、関係規定を改めるもの		
1 基礎賦課限度額の変更		
	現行	改正後
	65万円	66万円
2 後期高齢者支援金等賦課限度額の変更		
	現行	改正後
	24万円	26万円
3 保険料の軽減判定所得基準の緩和		
軽減割合	現行	改正後
5割	世帯主等の所得の合計が、 43万円+(給与所得者等 の数-1)×10万円+( <u>2</u> <u>9万5,000円</u> ×被保険 者数)以下	世帯主等の所得の合計が、 43万円+(給与所得者等 の数-1)×10万円+( <u>3</u> <u>0万5,000円</u> ×被保険 者数)以下
2割	世帯主等の所得の合計が、 43万円+(給与所得者等 の数-1)×10万円+( <u>5</u> <u>4万5,000円</u> ×被保険 者数)以下	世帯主等の所得の合計が、 43万円+(給与所得者等 の数-1)×10万円+( <u>5</u> <u>6万円</u> ×被保険者数)以下
4 施行期日		
令和7年4月1日		